

改正後	改正前
<p>活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針</p> <p>1 活動火山対策の推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義</p> <p>我が国は、<u>111</u> の活火山を有する世界有数の火山国である。火山は、風光明媚な景観を呈するとともに、周辺には多くの温泉が湧出し、山麓地域は地下水や優良な農地に恵まれることも多く、我々の生活を豊かなものに行っている。平穏なときはその美しい姿から人々を魅了するが、ひとたび噴火すると甚大な被害をもたらすことがあり、我が国は、有史以来数多くの噴火災害に見舞われている。</p> <p>「活動火山対策特別措置法」（以下「活火山法」という。）は、昭和 48 年に、相次ぐ桜島の噴火により、噴石や降灰対策が急務であったこと等を背景に、「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」として制定され、その後、昭和 53 年には、有珠山の噴火による大量の降灰が被害をもたらしたことを受け、<u>公共施設の降灰除去、降灰防除のための施設整備に係る措置を追加するなどの改正が行われるとともに、現行の法律名に改められた。</u>このように、<u>当時の活火山法は、基本的に、噴火により被害が生じている事態に直接対応する避難施設の整備等のハード対策を重視した法律として制定・改正され、噴火が発生した地域で限定的に運用されてきた。</u></p> <p>平成 26 年 9 月 27 日、御嶽山において噴火が発生し、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生した。この噴火災害からは、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、このためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が<u>必要不可欠であること等</u>、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。</p> <p>これを受け、平成 27 年 7 月には、活火山法が改正され、活動火</p>	<p>活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針</p> <p>1 活動火山対策の推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義</p> <p>我が国は、<u>110</u> の活火山を有する世界有数の火山国である。火山は、風光明媚な景観を呈するとともに、周辺には多くの温泉が湧出し、山麓地域は地下水や優良な農地に恵まれることも多く、我々の生活を豊かなものに行っている。平穏なときはその美しい姿から人々を魅了するが、ひとたび噴火すると甚大な被害をもたらすことがあり、我が国は、有史以来数多くの噴火災害に見舞われている。</p> <p>「活動火山対策特別措置法」（以下「活火山法」という。）は、昭和 48 年に、相次ぐ桜島の噴火により、噴石や降灰対策が急務であったこと等を背景に、「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」として制定され、その後、昭和 53 年には、有珠山の噴火による大量の降灰が被害をもたらしたことを受け、<u>公共施設の降灰除去、降灰防除のための施設整備に係る措置を追加する等の改正が行われた。</u>このように、<u>これまでの活火山法は、基本的に、噴火により被害が生じている事態に直接対応する避難施設の整備等のハード対策を重視した法律として制定・改正され、噴火が発生した地域で限定的に運用されてきた。</u></p> <p>平成 26 年 9 月 27 日、御嶽山において噴火が発生し、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生した。この噴火災害からは、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、このためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が<u>必要不可欠であることなど</u>、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。</p> <p>これを受け、平成 27 年 7 月には、活火山法が改正され、活動火</p>

山対策の対象として登山者を明記するとともに、火山現象の発生及び推移に関する情報や予警報の伝達、住民、登山者、観光客等（以下「住民や登山者等」という。）がとるべき避難のための措置について市町村長が行う通報・警告、避難場所や避難経路等、警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めること、その際、専門的知見を取り入れた検討を行うため、国、関係する地方公共団体、火山専門家等が参画した火山防災協議会の意見聴取を経ること、登山者や観光客等が集まる集客施設の所有者等は、避難確保計画を作成すること等の措置が講じられた。さらに、火山研究機関相互間の連携の強化や火山専門家の育成・確保、地方公共団体による登山者や観光客等の情報の把握、登山者や観光客等自身が火山情報の収集、自らの身を守る手段を講じるよう努めることとされた。

このように、平成 27 年の改正により、活火山法は、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。

さらに、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、令和 5 年 6 月に活火山法が改正され、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助、登山者等に関する情報の提供を容易にするための配慮、情報通信技術の活用等を通じた火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報の迅速かつ確かな伝達、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日の制定等について定められた。また、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、活動火山対策の推進のために不断の見直しをすることとされた。このように、令和 5 年の改正により、ひとたび発生すると甚大な被害をもたらすことがある噴火災害に対する事前の備えを更に強化するための改正

山対策の対象として登山者を明記するとともに、火山現象の発生及び推移に関する情報や予警報の伝達、住民、登山者、観光客等（以下「住民や登山者等」という。）がとるべき避難のための措置について市町村長が行う通報・警告、避難場所や避難経路等、警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めること、その際、専門的知見を取り入れた検討を行うため、国、関係する地方公共団体、火山専門家等が参画した火山防災協議会の意見聴取を経ること、登山者や観光客等が集まる集客施設の所有者等は、避難確保計画を作成することなどの措置が講じられた。さらに、火山研究機関相互間の連携の強化や火山専門家の育成・確保、地方公共団体による登山者や観光客等の情報の把握、登山者や観光客等自身が火山情報の収集など自らの身を守る手段を講じるよう努めることとされた。

このように、平成 27 年の改正により、活火山法は、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進める法律となったことから、活動火山対策に関する基本的な考え方を示すため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するものである。

が行われた。

このような背景を踏まえ、活動火山対策に関する基本的な考え方を示すため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するものである。

(2) 火山災害の特殊性

活火山は、平成 15 年の火山噴火予知連絡会において「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義され、令和 6 年 4 月に設置された火山調査研究推進本部においても、この定義を踏襲している。頻繁に噴火を繰り返す火山の数は多くないため、一般に噴火を経験したことがある行政職員や火山地域の住民等はごく一部に限られる。また、噴火に伴い発生する現象は、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス、火山灰等多様である上に、噴火の規模も様々である。さらに、火山活動は長期間に及ぶ場合もあり、発生する現象や噴火規模が変化しながら継続することがあるため、噴火による被害を想定することは容易でない。

観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、それでも噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、さらには明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。また、仮に噴火の発生を予測できたとしても、大きな噴石・火砕流・融雪型火山泥流といった生命に危険を及ぼす火山現象は、噴火発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない場合もある。このため、噴火前の的確な予測をすることが困難であるという前提に立ち、平常時の防災対策や警戒避難体制の立案、噴火時等の災害対応に当たることが必要である。

(3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性

[第一段落 略]

こうした火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するために

(2) 火山災害の特殊性

活火山は、火山噴火予知連絡会において「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義されている。頻繁に噴火を繰り返す火山の数は多くないため、一般に噴火を経験したことがある行政職員や火山地域の住民等はごく一部に限られる。また、噴火に伴い発生する現象は、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス等多様である上に、噴火の規模も様々である。さらに、火山活動は長期間に及ぶ場合もあり、発生する現象や噴火規模が変化しながら継続することがあるため、噴火による被害を想定することは容易でない。

観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、それでも噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、さらには明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。また、仮に噴火の発生を予測できたとしても、大きな噴石・火砕流・融雪型火山泥流といった生命に危険を及ぼす火山現象が、噴火発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない場合もある。このため、噴火前の的確な予測をすることが困難であるという前提に立ち、平常時の防災対策や警戒避難体制の立案、噴火時等の災害対応に当たることが必要である。

(3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性

[第一段落 同左]

こうした火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するために

は、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、噴火時の「防災対応のイメージ」を共有した上で、必要な防災対応を共同で検討することが必要であり、関係する都道府県及び市町村が中心となり、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画し、「火山単位」で検討することが必要である。このため、火山地域の関係者が、当該地域の火山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について協議するため、「火山防災協議会」を設置し、火山防災対策について主体的かつ継続的に取り組むものとする。

(4) 警戒避難体制の整備について

火山地域の関係者が一堂に会する火山防災協議会において、噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」と、影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に示し、避難等の防災対応をとるべき危険な範囲を視覚的にわかりやすく描画した「火山ハザードマップ」の検討を並行的に進め、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災対応を定めた「噴火警戒レベル」について検討した上で、その地域の状況や特性に合った、具体的・実践的かつ複数都道府県・市町村の間で整合のとれた「火山単位の統一的な避難計画」（以下「避難計画」という。）等について検討し、これらの一連の警戒避難体制の整備について協議するものとする。

この「避難計画」を実効性のあるものとするため、関係する都道府県や市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該都道府県や市町村が整備すべき警戒避難体制に係る具体的かつ詳細な事項を、地域防災計画に定めるものとする。

[第三段落 略]

(5) [略]

(6) 火山専門人材の育成・確保や一元的な調査研究の推進について

国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当

は、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、噴火時の「防災対応のイメージ」を共有した上で、必要な防災対応を共同で検討することが必要であり、関係する都道府県及び市町村が中心となり、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画し、「火山単位」で検討することが必要である。このため、火山地域の関係者が、当該地域の火山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について協議するため、「火山防災協議会」を設置し、火山防災対策について主体的かつ継続的に取り組む必要がある。

(4) 警戒避難体制の整備について

火山地域の関係者が一堂に会した火山防災協議会において、噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」と、影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に示し、避難等の防災対応をとるべき危険な範囲を視覚的にわかりやすく描画した「火山ハザードマップ」の検討を並行的に進め、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災対応を定めた「噴火警戒レベル」について検討した上で、その地域の状況や特性に合った、具体的・実践的かつ複数都道府県・市町村の間で整合のとれた「火山単位の統一的な避難計画」（以下「避難計画」という。）等について検討し、これらの一連の警戒避難体制の整備について協議するものとする。

この「避難計画」を実効性のあるものとするため、火山防災協議会の意見を踏まえ、各都道府県や市町村が整備すべき警戒避難体制に係る具体的かつ詳細な事項を、当該都道府県や市町村の地域防災計画に定めるものとする。

[第三段落 同左]

(5) [同左]

[規定を加える。]

該人材の育成及び継続的な確保に努めるものとする。

また、火山調査研究推進本部が火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進すること等により、活動火山対策の強化を図るものとする。

(7) 火山防災に関する普及啓発の推進について

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、8月26日が火山防災の日と定められたことを踏まえ、国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

2 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

(1) 火山災害警戒地域の指定について

我が国には 111 の活火山が存在するが、噴火の可能性や噴火の際に及ぼす社会的影響は火山ごとに異なる。火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）は、火山の噴火の蓋然性を勘案して、噴火した場合に住民や登山者等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における噴火による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、内閣総理大臣が、中央防災会議及び関係地方公共団体の意見を聴取した上で指定する。具体的には、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火に伴う火山現象による影響範囲を含む都道府県及び市町村を指定することを基本とする。警戒地域をその区域を含む都道府県及び市町村は、火山防災協議会の設置や地域防災計画への必要事項の記載等を行うこととなる。

警戒地域の指定に当たり影響範囲を考慮する火山現象としては、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等の噴火開始後から避難までの時間的余裕がほとんどなく生命に対する危険性が特に高い火山現象や、溶岩流や火山ガスといった避難体制を構築する上で特に考慮

[規定を加える。]

2 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

(1) 火山災害警戒地域の指定について

我が国には 110 の活火山が存在するが、噴火の可能性や噴火の際に及ぼす社会的影響は火山ごとに異なる。火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）は、火山の噴火の蓋然性を勘案して、噴火した場合に住民や登山者等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における噴火による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、内閣総理大臣が、中央防災会議及び関係地方公共団体の意見を聴取した上で指定する。具体的には、気象庁が24時間体制で監視・観測を行っている「常時観測火山」（今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ火山噴火予知連絡会が選定）のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火に伴う火山現象による影響範囲を市町村の行政区域の単位で指定することを基本とする。警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、火山防災協議会の設置や地域防災計画への必要事項の記載等を行うこととなる。

警戒地域の指定に当たり影響範囲を考慮する火山現象としては、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等の噴火開始後から避難までの時間的余裕がほとんどなく生命に対する危険性が特に高い火山現象や、溶岩流や火山ガスといった避難体制を構築する上で特に考慮

する必要がある火山現象を対象とすることを基本とする。これらの火山現象による影響範囲については、基本的には「火山ハザードマップ」を基に想定するものとするが、「火山ハザードマップ」が未作成であること等により影響範囲の想定が困難な火山については、「火山ハザードマップ」が作成されるまでの当面の間は、想定火口から一定の距離を影響範囲として想定することを基本とする。

警戒地域は、「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」が追加された場合や、「火山ハザードマップ」の新規作成や精度向上により火山現象の影響範囲の想定が変化した場合、市町村の合併により行政区域が変更された場合等に、必要に応じて追加指定や変更、解除を行うものとする。

(2) 避難施設緊急整備地域の指定について

[第一段落・第二段落 略]

避難施設緊急整備地域の指定があったとき、都道府県知事は避難施設緊急整備計画を作成するものとする。

[第四段落・第五段落 略]

(3) 降灰防除地域の指定について

噴火に伴う降灰は、学校や保育所、病院、中小企業等に甚大な支障を及ぼすことも想定されるため、国及び地方公共団体は、必要に応じて、当該施設への降灰の影響を防止・軽減するための施設等を整備することが必要である。降灰防除地域は、降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ又は生ずるおそれがある地域で、その支障を防止・軽減するため、これらの施設等を整備する必要がある地域を、内閣総理大臣が、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事に意見を聴取した上で、市町村の行政区域の単位で指定するものとする。当該指定に当たっては、長期間にわたり一定量の降灰があり、かつ、近い将来に降灰がやむ兆候がみられない地域であることのほか、当該火山の関係地方公共団体が防じんに資する窓枠や空気調和設備等の降灰防除施設等を整備する意思を有していることを考慮するものとする。

に入れる必要がある火山現象を対象とすることを基本とする。これらの火山現象による影響範囲については、基本的には「火山ハザードマップ」を基に想定するものとするが、「火山ハザードマップ」が未作成等により影響範囲の想定が困難な火山については、「火山ハザードマップ」が作成されるまでの当面の間は、想定火口から一定の距離を影響範囲として想定することを基本とする。

警戒地域は、常時観測火山が追加された場合や、「火山ハザードマップ」の新規作成や精度向上により火山現象の影響範囲の想定が変化した場合、市町村の合併により行政区域が変更された場合などに、必要に応じて追加指定や変更、解除を行うものとする。

(2) 避難施設緊急整備地域の指定について

[第一段落・第二段落 同左]

避難施設緊急整備地域に指定された都道府県は避難施設緊急整備計画を作成するものとする。

[第四段落・第五段落 同左]

(3) 降灰防除地域の指定について

噴火に伴う降灰は、学校や保育所、病院、中小企業等に甚大な支障を及ぼすことも想定されるため、国及び地方公共団体は、必要に応じて、当該施設への降灰の影響を防止・軽減するための施設等を整備することが必要である。降灰防除地域は、降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ又は生ずるおそれがある地域で、その支障を防止・軽減するため、これらの施設等を整備する必要がある地域を、内閣総理大臣が、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に意見を聴取した上で、市町村の行政区域の単位で指定するものとする。当該指定に当たっては、長期間にわたり一定量の降灰があり、かつ、近い将来に降灰がやむ兆候がみられない地域であることのほか、当該火山の関係地方公共団体が防じんに資する窓枠や空気調和設備等の降灰防除施設等を整備する意思を有していることを考慮するものとする。

国及び地方公共団体は、指定された地域内の学校や保育所、病院、中小企業等への降灰による支障を防止・軽減し、あるいは、降灰のあるときにも学習や作業の効率を維持するため、降灰防除施設等の整備を促進することが重要であり、国は、当該地域において、学校等の教育施設の整備に必要な費用を補助することができるとともに、国及び地方公共団体は、病院等の医療機関及び中小企業者に対し、長期かつ低利の資金の融通が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備について指針となるべき事項

(1) [略]

(2) 地域防災計画に定めるべき事項について

[第一段落 略]

都道府県地域防災計画には、都道府県内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルートや、「噴火警戒レベル」に則した防災対応を市町村地域防災計画に定めるべきこと、市町村域を超えた連携が必要となる被災者情報の収集・集約方法、噴火が発生した際の救助部隊の活動基準の策定とその運用に関する事項等を定めるものとする。その他にも、例えば登山届、登山計画書、登山カード等（以下「登山届等」という。）の活用方法等、地域の実情に応じて都道府県地域防災計画に記載することが必要と判断された事項を定めるものとする。

市町村地域防災計画には、市町村内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための避難指示等のほか、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるものとする。また、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。その他にも、例えば登山届等の活用方法や避難誘導體制等、地域の実情に応じて市町村地域防災計画に記載することが必要と判断された事

国及び地方公共団体は、指定された地域内の学校や保育所、病院、中小企業等への降灰の浸入を防止・軽減し、あるいは、降灰のあるときにも学習や作業の効率を維持するため、降灰防除施設等の整備を促進することが重要であり、国は、当該地域において、学校等の教育施設の整備に必要な費用を補助することができるとともに、国及び地方公共団体は、病院等の医療機関及び中小企業者に対し、長期かつ低利の資金の融通が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

(1) [同左]

(2) 地域防災計画に定めるべき事項について

[第一段落 同左]

都道府県地域防災計画には、都道府県内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルートや、「噴火警戒レベル」に則した防災対応を市町村地域防災計画に定めるべきこと、市町村域を超えた連携が必要となる被災者情報の収集・集約方法、噴火が発生した際の救助部隊の活動基準の策定とその運用に関する事項等を定めるものとする。その他にも、例えば登山届、登山計画書、登山カード等（以下「登山届等」という。）の活用方法など、地域の実情に応じて都道府県地域防災計画に記載することが必要と判断された事項を定めるものとする。

市町村地域防災計画には、市町村内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための避難指示等の他、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるものとする。また、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。その他にも、例えば登山届等の活用方法や避難誘導體制など、地域の実情に応じて市町村地域防災計画に記載することが必要と判断された事

項を定めるものとする。なお、入山規制や避難指示等については、その法的根拠や周知手段等を具体的に示すなど、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）及び同法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）を適切に運用することが重要である。

(3) 住民や登山者等に対する周知のための措置について
〔第一段落 略〕

このため、市町村は、火山防災協議会において検討した「火山ハザードマップ」に、避難対象地域、避難場所、避難経路、避難手段といった「避難計画」の内容、「噴火警戒レベル」の解説や情報伝達に関する事項等、住民や登山者等に必要な防災情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民や登山者等に配布・周知するものとする。具体的な方法は、紙による各世帯への配布、登山道や登山口周辺の集客施設への備付けによる登山者や観光客等への配布、インターネットによる公表等が考えられ、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民の様々な関係者の必要な連携・協力を得て、防災上必要な情報を周知することが重要である。

なお、複数の市町村にまたがる火山にあつては、火山防災協議会において検討し、複数市町村共同で警戒地域全域を包含する「火山防災マップ」の作成を行うことや、複数市町村が連携して「火山防災マップ」を配布するなど工夫することが重要である。

また、「火山防災マップ」の作成・配布等以外にも、国や地方公共団体その他の関係者が連携して、様々な手段で、噴火による影響範囲や避難場所の位置、避難経路等の周知を行うことが重要である。

(4) 登山者や観光客等に関する情報の把握等について

噴火時の救助・捜索活動の際、被災者情報の収集・集約、被災した可能性のある登山者や観光客等の早期把握、安否確認等を円滑に進めるために、地方公共団体は、あらかじめ、登山者や観光客等に

項を定めるものとする。なお、入山規制や避難指示等については、その法的根拠や周知手段等を具体的に示すなど、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）及び同法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）を適切に運用することが重要である。

(3) 住民や登山者等に対する周知のための措置について
〔第一段落 同左〕

このため、市町村は、火山防災協議会において検討した「火山ハザードマップ」に、避難対象地域、避難場所、避難経路、避難手段といった「避難計画」の内容、「噴火警戒レベル」の解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民や登山者等に配布・周知するものとする。具体的な方法は、紙による各世帯への配布、登山道や登山口周辺の集客施設への備付けによる登山者や観光客等への配布、インターネットによる公表などが考えられ、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民の様々な関係者の必要な連携・協力を得て、防災上必要な情報を周知することが重要である。

なお、複数の市町村にまたがる火山にあつては、火山防災協議会において検討し、複数市町村共同で警戒地域全域を包含する火山防災マップの作成を行うことや、複数市町村が連携して防災マップを配布するなど工夫することが重要である。

また、火山防災マップの作成・配布等以外にも、国や地方公共団体その他の関係者が連携して、様々な手段で、噴火による影響範囲や避難場所の位置、避難経路等の周知を行うことが重要である。

[規定を加える。]

関する情報を把握しておくよう努めなければならない。

具体的には、オンラインによる登山届等の導入、携帯端末による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺の施設と連携した情報の把握や、火山現象に変化がみられる場合には、見回りによる把握等が考えられる。登山届等については、火山防災協議会等の枠組みも活用し、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、その必要性について検討することが必要である。登山届等が必要と認められる場合には、情報通信技術を用いた登山届等の仕組み等を活用しつつ、情報提供の容易化に必要な配慮をするとともに、関係機関と連携し、必要に応じ火山防災協議会の枠組みも活用して、火山地域全体で密に連携して運用することが重要である。

また、活火山への登山については、突然の噴火の可能性等の一定のリスクがあることから、登山者や観光客等はまず登山の対象が活火山であることを認識した上で、その危険性を十分に理解し、立入りの日や移動の経路等の情報が火山現象の発生時における救助活動にとって重要であることに鑑み、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めなければならない。

具体的には、地方公共団体等の規制に従うことはもちろんのこと、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や、登山届等の積極的な提出にはじまり、登山中においては、携帯端末から緊急速報メール等の情報を得られるようにするなど関係者との連絡手段を確保すること、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品を携行すること等が考えられる。

火山防災協議会の構成員等は、これらについて登山者や観光客等に啓発するため、関係機関とも連携協力しながら、様々な手段により登山者や観光客等の火山に関する理解度の向上を図ることが重要である。

(5) 火山防災情報の伝達等について

気象庁は、噴火から住民や登山者等の生命及び身体を保護するた

[規定を加える。]

めに必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県に通報するものとする。通報を受けた都道府県は、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村等に必要な通報又は要請をするものとし、通報を受けた市町村は、当該通報に係る事項を関係機関や住民や登山者等に伝達するものとする。火山現象の発生時においては、住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のための情報伝達が重要であるため、情報通信技術の活用等を通じて、円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民や登山者等に迅速かつ的確に伝えられるようにする必要がある。

気象庁は、地方公共団体、住民や登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平常時から火山観測データを速やかに公表するものとする。また、「噴火警戒レベル」の引上げや引下げについては、その基準について科学的知見に基づき精査した上で、原則的には火山防災協議会と事前に調整した上で公表するものとする。

また、気象庁は、「噴火警戒レベル」の引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）を迅速に発表し、火山活動が変化していることを理解できるようなわかりやすい説明に加え、火山機動観測による緊急観測の実施等の対応状況を明確に公表するものとし、国及び地方公共団体は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた地元関係機関の防災対応についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておく必要がある。

さらに、気象庁は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、住民や登山者等が緊急的に命を守る行動が取れるよう、これらの情報を「噴火速報」として迅速に発表するものとする。

国及び地方公共団体は、登山者や観光客等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断ができるよう、噴火警報・予報（「噴火警戒レベル」を含む。）、臨時の解説情報等の火山防災情報の発表状況や内容

等について、ホームページ等でわかりやすく発信する必要がある。

火山の山頂や山道においては、情報伝達インフラが必ずしも充実していないことから、国及び地方公共団体は、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民様々な関係者の必要な連携・協力を得て、防災行政無線の活用、スピーカーや広報車による呼びかけ、登山口への情報の掲示、山小屋の管理者等を介した伝達、緊急速報メールや登録制メール等の携帯端末を用いた情報伝達とそのため電波通信状況の改善等、地域の実情を踏まえながら情報伝達手段の多様化を図り、適切に情報伝達する必要がある。また、情報通信技術の活用により、住民や登山者等の生命及び身体を保護するための適切な避難等につなげるため、迅速かつ的確に情報伝達を行うことが重要である。

また、登山者や観光客等に対してより確実に情報を伝達するためには、宿泊施設、観光施設、交通施設等の登山者や観光客等が立ち寄る場所において情報提供することが有効であると考えられることから、国及び地方公共団体は、交通・観光事業者等とも連携しながら、これらの取組を推進することが重要である。

これらの火山防災情報は、火山防災協議会の構成員への伝達ルートについてもあらかじめ定めておき、情報伝達・情報共有を行うことが重要である。

さらに、外国からの観光客等への対応として、外国語による情報伝達のための環境整備等を図ることが重要である。

なお、国や地方公共団体等がこれらの火山防災情報の伝達を行う際には、立入規制区域、具体的な避難手段等も併せて周知するなど、必要以上の不安をあおって風評被害を招いたり、避難方法がわからないことによる混乱を来したりすることがないように留意する必要がある。

(6) 避難確保計画の作成等について

火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一斉に避難させる必要が生じる可能性がある。噴火警報や避難指示等の

(4) 避難確保計画の作成等について

火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一斉に避難させる必要が生じる。噴火警報や避難指示等の情報を住民や

情報を住民や登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、行政による取組と連携して、人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）による利用者の安全を確保するための取組が重要となる。

[第二段落・第三段落 略]

各避難促進施設の避難確保計画は、具体的でありかつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があることから、市町村長は、施設所有者等に対し、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、より実効性の高い避難確保計画とすることが重要である。さらに、市町村長が施設所有者等に助言もしくは勧告、援助を行う際に必要と認めるときは、火山防災協議会に対し、意見を求めることができる。

なお、市町村長や火山防災協議会が助言等を行う際に、必要に応じて国による技術的支援を実施するものとし、市町村長等が助言に際して活用可能な手引きや事例等について提供すること等が重要である。

また、発災時において、複数の避難促進施設が連携して防災対応を実施することが望ましい場合もあることから、必要に応じて、複数の避難促進施設が連携して避難確保計画を策定することも検討することが重要である。

なお、施設所有者等は、突発的な火山現象が発生した場合は、周辺の住民や登山者等が緊急的に施設内に流入してくることも想定しておくことが重要である。一方で、このような施設へ避難した住民や登山者等は、自らの責任で緊急的な避難行動をとっていることを十分に認識するとともに、自身はもちろんのこと、施設内の相対的な安全性が高められるよう、施設所有者等や他の避難者等と協力する必要がある。

(7) 広域避難対策の検討について

登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、行政による取組と連携して、人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）による利用者の安全を確保するための取組が重要となる。

[第二段落・第三段落 同左]

各避難促進施設の避難確保計画は、具体的でありかつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があることから、市町村は、施設所有者等から報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い避難確保計画とすることが重要である。また、発災時において、複数の避難促進施設が連携して防災対応を実施することが望ましい場合もあることから、必要に応じて、複数の避難促進施設が連携して避難確保計画を策定することも検討することが重要である。

なお、施設所有者等は、突発的な火山現象が発生した場合は、周辺の住民や登山者等が緊急的に施設内に流入してくることも想定しておくことが重要である。一方で、このような施設へ避難した住民や登山者等は、自らの責任で緊急的な避難行動をとっていることを十分に認識するとともに、自身はもちろんのこと、施設内の相対的な安全性が高められるよう、施設所有者等や他の避難者等と協力する必要がある。

[規定を加える。]

大規模な噴火の発生が想定され、被害が広範囲に及ぶおそれのある場合や、外国人を含む多数の観光客の避難が必要な場合等は、都道府県又は市町村の区域を越える広域避難等が求められる。このような広域避難等の対応を円滑に行うためには、特に避難者の輸送や避難先の確保等に関する体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。このため、警戒地域内に限らず、関係機関や避難先となり得る地方公共団体等、検討に必要な様々な者を加え、平時からの検討や協定の締結等を進めることが考えられる。そのため、必要に応じて、災害時の具体的な避難先や避難手段を含めた手順等について、平時から関係者間で話し合い、顔の見える関係の構築等に取り組むことが重要である。

4 [略]

5 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について指針となるべき事項

(1) 火山監視観測・調査研究体制の充実について

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測、研究及び技術開発並びにその成果の普及に努めるとともに、観測体制や地理空間情報の充実を図るよう努めるものとする。さらに、国は、火山活動の評価を的確に行うため、火山研究者による火山活動の評価への参画等、火山活動の評価体制の強化を図るよう努めるものとする。

また、火山観測は、気象庁が火山の監視を目的として、大学や研究機関が調査研究を目的として実施しているが、限られた予算や人材の下で観測・研究体制を充実させるためには、各機関同士が相互に協力し補完し合うことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、観測データの共有や各機関が連携・協力した観測点の保守・維持を行うこと等による研究機関相互間の連携の強化に努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、火山活動の変化等をより早期に把

4 [同左]

[規定を加える。]

握するため、山小屋の管理者等からの情報が気象庁等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において検討することが重要である。

(2) 火山調査研究推進本部について

火山調査研究推進本部では、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、関係行政機関等が連携した取組を実施する必要がある。

具体的には、政策委員会において火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案や、火山に関する総合的な調査観測計画を策定し、計画等に基づき、関係行政機関や大学等において観測、測量、調査及び研究を実施し、火山調査委員会において、その成果を収集、整理、分析し、それに基づき総合的な評価を行うなど、各種取組を一元的に推進することが重要である。

(3) 調査研究の成果を活用した火山防災対策の推進について

火山調査研究推進本部において一元的に推進される調査研究の成果については、火山地域において有効に活用されるとともに、火山地域が抱える課題に即した研究が推進されることが重要である。

そのため、内閣府において、関係機関や火山専門家を構成員とする「火山防災対策会議」を開催するなど、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討することが重要である。

さらに、国や地方公共団体、火山防災協議会においては、火山調査研究推進本部が行う総合的な評価の火山防災対策への活用について検討することが重要である。具体的には、火山防災協議会における「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」等の検討、噴火時等の緊急時における気象庁による噴火警報等の発表、地方公共団体等における避難範囲の検討等の防災対応に活用されること等が考えられる。

また、火山調査研究推進本部の総合的な評価と火山防災対策との

連携に当たっては、火山調査研究推進本部と、火山防災対策会議や各地域の火山防災協議会の構成員等が連携し、火山地域が抱える課題や最新の調査研究の成果等について情報共有を密に行うことが重要である。

6 火山専門人材等の育成及び継続的な確保について指針となるべき事項

(1) 火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保について

火山防災対策の検討には、火山専門家の知見が必要不可欠であるが、火山の研究を主に行っている者は、平成 27 年の活火山法改正後の次世代の火山研究者を育成する取組により一定の増加は見られるものの、依然として不足しており、現在の警戒地域の中には、恒常的に火山専門家の助言を十分に受けられる状況にない地域もあることから、火山専門家の育成・確保が急務である。このため、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識や技術を習得させるための教育の充実を図り、能力の発揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めるものとする。

火山専門人材の育成及び継続的な確保の取組に当たっては、国及び地方公共団体のみならず、研究機関、大学とも連携し、火山に関するプロジェクト研究や海外研究者との交流促進、関連研究分野からの参画の促進等により、取組を推進していくことが重要である。

また、火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により、高度な専門的知見を有する人材の育成を図るよう努めるものとする。

(2) 火山防災に携わる行政職員等の育成について

火山災害は発生頻度が低く、地方公共団体等においては、火山防災対応を経験した職員は少なく、また、火山防災のみを担当する職員を配置することも難しいことから、火山防災に携わる行政職員が必ずしも十分な知見を有しているとは限らない。そのため、火山防災に関する研修の充実や、全国の火山防災協議会等の取組の共有等

[規定を加える。]

をはじめ、国による技術的支援の促進や、地方公共団体間の連携等を推進し、火山防災に携わる行政職員を育成することが重要である。

また、火山調査研究の分野で専門性の高い大学等において、地方公共団体・民間企業等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援を行い、地域の火山防災対策に資する人材として育成することで、組織における防災対応能力の向上を図ることも重要である。

(3) 地域の火山防災を担う人材の育成について

国や地方公共団体は、出前講座や住民説明会等の機会を通じて、地域住民の火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取組を継続的に実施すべきである。

7 火山防災に関する普及啓発の推進について指針となるべき事項

[規定を加える。]

(1) 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

住民や登山者等の意識啓発においては、火山は噴火災害だけでなく恩恵をもたらすことも理解し、その恩恵を授かり、噴火災害を適切に恐れることを基本とすることが重要である。国及び地方公共団体においては、ビジターセンター等の案内施設、ジオパーク等の取組と連携し、火山地域を訪れる登山者や観光客等が火山の成り立ちや歴史、文化といった火山について学ぶ機会に併せて火山防災についての意識啓発を行うことや、旅行会社、交通事業者を始め、山岳ガイドや火山マイスター等、登山者や観光客等と接する機会のある関係者、この他にも様々な関係者と連携して、広く広報・啓発に取り組むとともに、火山防災に関する学校教育について支援する必要がある。

(2) 「火山防災の日」の取組推進について

国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めるものとする。なお、防災訓練やその他イベント等を実施するに際しては、必ずしも火山防

災の日に行う必要はなく、その実効性を高めるため、地域の実情等に
応じ、実施内容や開催時期等について工夫することが望ましい。

8 その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

(1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備について

警戒地域以外でも、火山の爆発により住民や登山者等の生命又は
身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域のうち、地方公
共団体が必要と認める場合には、一定の警戒避難体制を整備するこ
とが必要である。このため、当該地域の地方防災会議は、地域防災
計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝
達、避難、救助等の警戒避難体制に関し、警戒地域において定める
べき事項（3(2)）も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項
を定めるものとする。

[規定を削る。]

5 その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

(1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備について

警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火
により人的被害が発生するおそれがあることから、その周辺地域に
おいても、地方公共団体が必要と認める地域については、一定の警
戒避難体制を整備することが必要である。このため、当該地域の地
方防災会議は、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に
関する情報の収集及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関し、
警戒地域において定めるべき事項（3(2)）も踏まえながら各地域の
実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

(2) 登山者や観光客等に関する情報の把握等について

噴火時の救助・捜索活動の際、被災者情報の収集・集約、被災し
た可能性のある登山者や観光客等の早期把握、安否確認等を円滑に
進めるために、地方公共団体は、あらかじめ、登山者や観光客等
に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

具体的には、登山届等の導入、携帯端末による災害情報に関する
メール配信登録サービスの導入、火口周辺の施設と連携した情報の
把握や、火山現象に変化がみられる場合には、見回りによる把握等
が考えられる。登山届等については、火山防災協議会等の枠組みも
活用し、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し
、その必要性について検討することが必要である。登山届等が必要
と認められる場合には、情報通信技術を用いた登山届等の仕組み等
を活用しつつ、関係機関と連携し、必要に応じ火山防災協議会の枠
組みも活用して、火山地域全体で密に連携して運用することが重要
である。

また、活火山への登山については、突然の噴火の可能性等の一定
のリスクがあることから、登山者や観光客等はまず登山の対象が活
火山であることを認識した上で、その危険性を十分に理解し、自ら

[規定を削る。]

の安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

具体的には、地方公共団体等の規制に従うことはもちろんのこと、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や、登山届等の積極的な提出にはじまり、登山中においては、携帯端末から緊急速報メール等の情報を得られるようにするなど関係者との連絡手段を確保すること、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品を携行することなどが考えられる。

火山防災協議会の構成員等は、これらについて登山者や観光客等に啓発するため、関係機関とも連携協力しながら、様々な手段により火山に関する登山者や観光客等の理解度の向上を図ることが重要である。

(3) 火山防災情報の伝達等について

気象庁は、噴火から住民や登山者等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県に通報するものとする。通報を受けた都道府県は、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村等に必要な通報又は要請をするものとし、通報を受けた市町村は、当該通報に係る事項を関係機関や住民や登山者等に伝達するものとする。

気象庁は、地方公共団体、住民や登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平常時から火山観測データを速やかに公表するものとする。また、「噴火警戒レベル」の引上げや引下げについては、その基準について科学的知見に基づき精査した上で、原則的には火山防災協議会と事前に調整した上で公表するものとする。

また、気象庁は、「噴火警戒レベル」の引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）を迅速に発表し、火山活動が変化していることを理解できるようわかりやすい説明に加え、火山機動観測による緊急観測の実施等の対応状況を明確に公表するものとし、国及び地方公共団体は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応

じた地元関係機関の防災対応についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておく必要がある。

さらに、気象庁は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、住民や登山者等が緊急的に命を守る行動が取れるよう、これらの情報を「噴火速報」として迅速に発表するものとする。

国及び地方公共団体は、登山者や観光客等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、噴火警報・予報（「噴火警戒レベル」を含む。）、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を、ホームページ等でわかりやすく発信する必要がある。

火山の山頂や山道においては、情報伝達インフラが必ずしも充実していないことから、国及び地方公共団体は、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民様々な関係者の必要な連携・協力を得て、防災行政無線の活用、スピーカーや広報車による呼びかけ、登山口への情報の掲示、山小屋の管理者等を介した伝達、緊急速報メールや登録制メール等の携帯端末を用いた情報伝達とそのため電波通信状況の改善等、地域の実情を踏まえながら情報伝達手段の多様化を図り、適切に情報伝達する必要がある。

また、登山者や観光客等に対してより確実に情報を伝達するためには、宿泊施設、観光施設、交通施設等の登山者や観光客等が立ち寄る場所において情報提供することが有効であると考えられることから、国及び地方公共団体は、交通・観光事業者と連携しながら、これらの取組を推進することが重要である。

これらの火山防災情報は、火山防災協議会の構成員への伝達ルートについてもあらかじめ定めておき、情報伝達・情報共有を行うことが重要である。

さらに、外国からの観光客等に対応するため、外国語による情報伝達についても検討することが重要である。

なお、国や地方公共団体等がこれらの火山防災情報の伝達を行う際には、立入規制区域、具体的な避難手段等も併せて周知するなど

(2) [略]

(3) 大規模噴火に備えた降灰対策の検討について

大規模な噴火時には、警戒地域の周辺地域においても、火山灰等が広い範囲に堆積し、鉄道や車等による移動が制限されるとともに、停電や断水が発生するなど、地域社会や経済活動に重大な影響が及ぶおそれがある。

降灰の影響範囲は噴火の規模、噴火時の風向・風速により大きく変わり得ることから、広域的な降灰の発生やその範囲を的確に予測することは困難であるが、各地域の実情に応じて、必要となる防災対応について検討を進めることが重要である。

さらに、降灰による被害の軽減及び社会的混乱の抑制のため、国や関係地方公共団体等は、具体的な対策の検討を推進することが重要である。

[規定を削る。]

、必要以上の不安をあおって風評被害を招いたり、避難方法がわからないことによる混乱を来したりしないよう留意する必要がある。

(4) [同左]

[規定を加える。]

(5) 火山監視観測・調査研究体制の充実について

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発並びにその成果の普及に努めるとともに、観測体制の充実を図るよう努めるものとする。さらに、国は、火山活動の評価を的確に行うため、火山研究者による火山活動の評価への参画など、火山活動の評価体制の強化を図るよう努めるものとする。また、火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により、高度な専門的知見を有する人材の育成を図るよう努めるものとする。

また、火山観測は、気象庁が火山の監視を目的として、大学や研究機関が研究を目的として実施しているが、限られた予算や人材の下で観測・研究体制を充実させるためには、各機関同士が相互に協力し補完し合うことが重要である。このため、国及び地方公共団体

<p>[規定を削る。]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>は、観測データの共有や各機関が連携・協力した観測点の保守・維持を行うこと等による研究機関相互間の連携の強化に努めるものとする。</p> <p>また、火山防災対策の検討には、火山専門家の知見が必要不可欠であるが、火山の研究を主に行っている者は少なく、現在の常時観測火山周辺地域の中には、恒常的に専門家のアドバイスを受けられる状況にない地域もあることから、火山専門家の育成・確保が急務である。このため、国や大学、研究機関は、火山に関するプロジェクト研究や海外研究者との交流促進等により火山専門家の人材育成及び確保に努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理者等からの情報が気象庁等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において検討することが重要である。</p> <p>(6) 火山防災教育や火山に関する知識の普及について</p> <p>住民や登山者等の意識啓発においては、火山は噴火災害だけでなく恩恵をもたらすことも理解し、その恩恵に授かり、噴火災害を適切に恐れることを基本とすることが重要である。国及び地方公共団体においては、ビジターセンター等の案内施設、ジオパーク等の取組と連携し、火山地域を訪れる登山者や観光客等が火山の成り立ちや歴史、文化といった火山について学ぶ機会に併せて火山防災についての意識啓発を行うことや、旅行会社、交通事業者など登山者や観光客等と接する機会のある関係者、この他にも様々な関係者と連携して、広く広報・啓発に取り組むとともに、火山防災に関する学校教育について支援する必要がある。</p> <p>(7) [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	